

平成30年度
和歌山労働局のとりくみ
労働基準監督署・ハローワーク

～「働き方改革」を推進し
より魅力的で活力のある和歌山をめざして～



目次

| | |
|---|----|
| 平成30年度 和歌山労働局における労働行政基本方針 | 1 |
| グラフで見る和歌山県内の労働情勢 | 2 |
| 第1 「働き方改革」の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上 | 6 |
| 1 働き方改革の推進 | 6 |
| 2 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進 | 6 |
| 3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇確保対策の推進 | 7 |
| 4 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等 | 7 |
| 5 労働条件の確保改善対策 | 7 |
| 6 最低賃金制度の適切な運営 | 8 |
| 7 マッチング機能の充実強化 | 9 |
| 8 失業なき労働移動の実現 | 10 |
| 9 労働者の安全と健康の確保 | 10 |
| 10 労災補償の迅速・適切な処理等 | 11 |
| 11 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営 | 11 |
| 12 個別労働関係紛争の解決の促進 | 12 |
| 13 自治体等と連携した雇用対策 | 13 |
| 第2 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画 | 14 |
| 1 女性の就業希望の実現 | 14 |
| 2 男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進 | 14 |
| 3 仕事と家庭の両立支援対策の推進 | 16 |
| 4 若者の雇用対策の推進 | 17 |
| 5 障害者の就労促進 | 18 |
| 6 高齢者の就労促進 | 19 |
| 7 生活困窮者等の活躍促進 | 20 |
| 8 ハロートレーニング（公的職業訓練の愛称）の推進と職業支援 | 20 |
| 和歌山労働局の組織と主な業務内容 | 21 |
| 労働関係について相談したいとき（一覧） | 22 |
| 労働基準監督署管轄区域図 / 公共職業安定所管轄区域図 | 23 |
| 和歌山労働局の所在地 | 24 |
| 県内の労働基準監督署 / 県内のハローワーク | 24 |
| その他の職業相談窓口 | 25 |
| 総合労働相談コーナーご案内 | 25 |

平成30年度 和歌山労働局における労働行政基本方針

労働局は、働く人々の福祉と職業の確保等を図り、経済の発展と国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に厚生労働省の地方労働行政機関として都道府県単位に設置されています。

和歌山労働局は、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応と事務処理の迅速化に努め、労働基準行政分野、職業安定行政分野、雇用均等行政分野及び職業能力開発行政が連携を密にして和歌山県内の総合労働行政機関としての機能を一層発揮するため、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）が一体となって、様々な施策に取り組んでいます。

【重点施策】

和歌山県内の労働者一人当たりの年間総実労働時間は全国平均を上回っており、また、年次有給休暇の取得率は低いままになっています。一方で、女性の有業率は、全国平均より低く、多くの就業希望が実現していない状況も見られます。こうした中で、少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し働き手が減りつつあります。

このような状況を改善し、地域と企業の活力を高めしていくためには、和歌山の将来を担う若者を惹きつけるとともに、女性、障害者、高齢者等の多様な働き手の活躍が促進されることにより、全員参加型の社会を実現していくことが求められます。ここでは、仕事と生活の調和がとれ、人々が健康で安心して働くことができる魅力ある雇用・職場環境を実現するとともに、生産性の向上が図られるようにしていくことが重要となります。

したがって、和歌山労働局においては、以下の2点を平成30年度施策の柱として取り組んでまいります。

第1 「働き方改革」の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の

整備・生産性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6

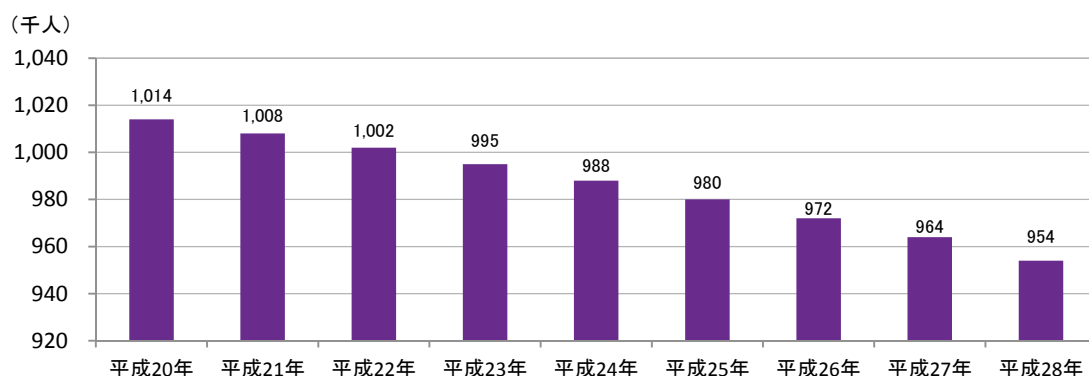
「働き方改革」を進めることは、すべての働き手が健康で安心して生き生きと働くことができる職場環境の実現につながると同時に、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、労働生産性の向上などにつながり、各企業と地域全体の発展に結び付くものであり、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「働き方改革」を総合的に推進してまいります。

第2 女性、若者、障害者、高齢者等の多様な働き手の参画・・・・・・・・・・・・・・・・P14

若者、障害者、女性・男性、難病や障害のある方、生活困窮者など、誰もが社会の一員として、家庭や職場、そして地域で、それぞれ自分らしく活躍できるチャンスが得られるように「一億総活躍社会」の実現が求められているところであり、労働者がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「多様な働き手の参画」を総合的に推進してまいります。

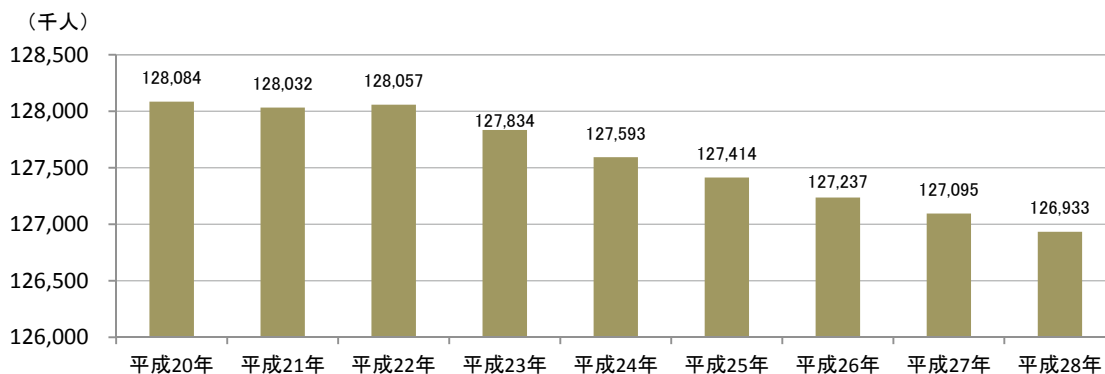
グラフで見る和歌山県内の労働情勢

(図1-1) 和歌山県の人口の推移 [各年10月1日現在]



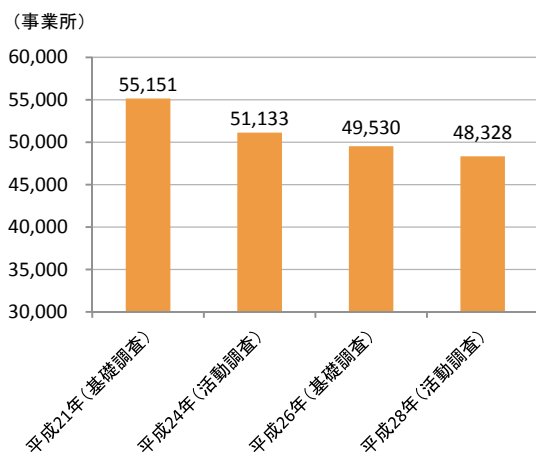
資料出所： 総務省統計局「人口推計」

(図1-2) 全国の人口の推移 [各年10月1日現在]



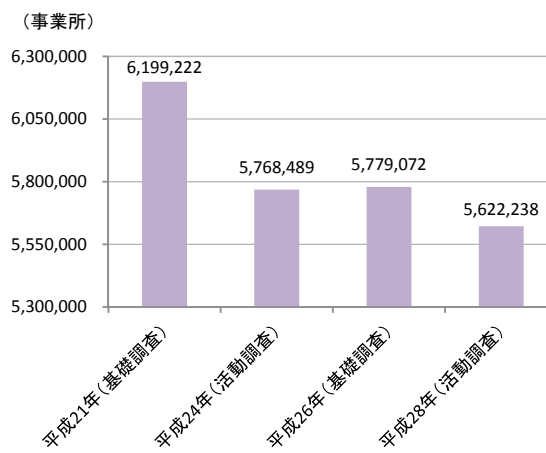
資料出所： 総務省統計局「人口推計」

(図2-1) 和歌山県の民営事業所数の推移



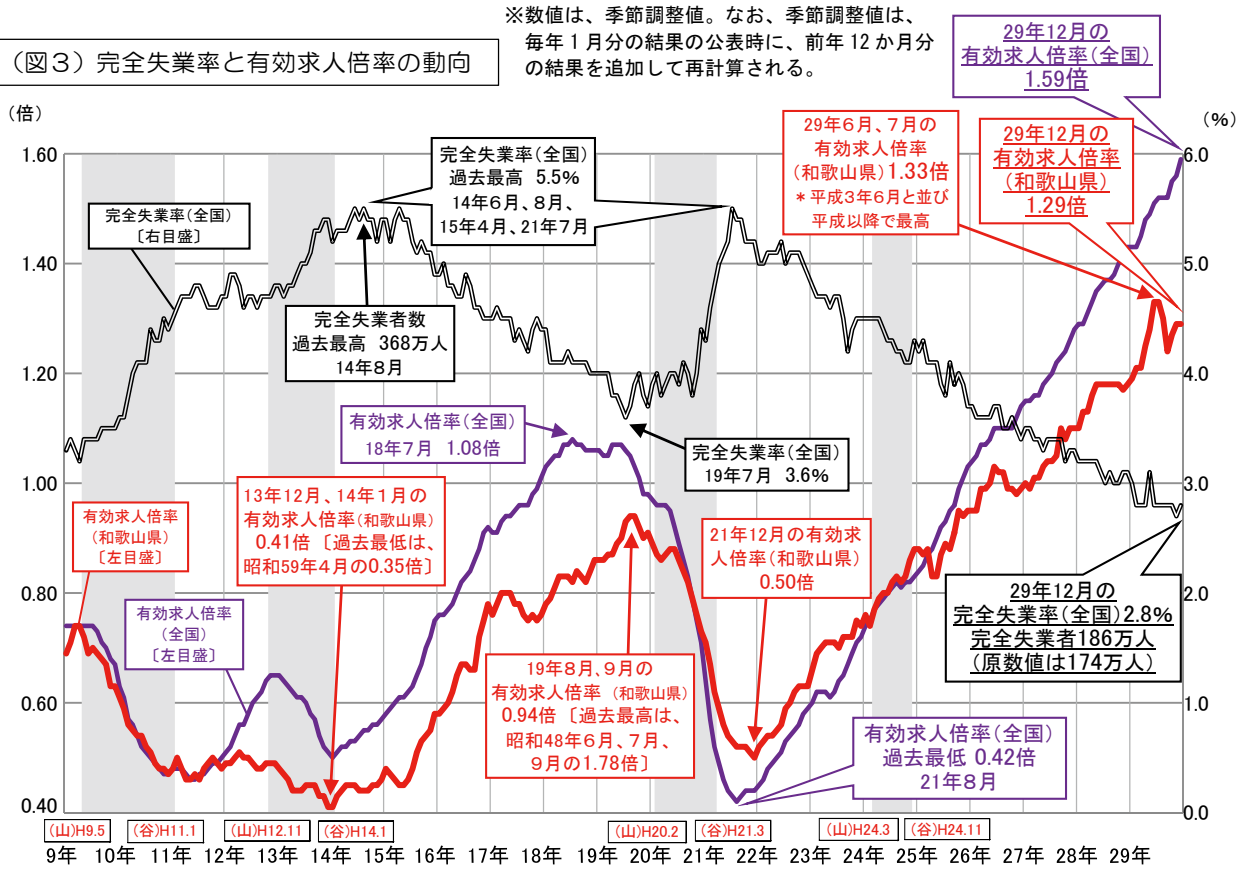
資料出所： 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」
総務省統計局「経済センサス-活動調査」

(図2-2) 全国の民営事業所数の推移



資料出所： 総務省統計局「経済センサス-基礎調査」
総務省統計局「経済センサス-活動調査」

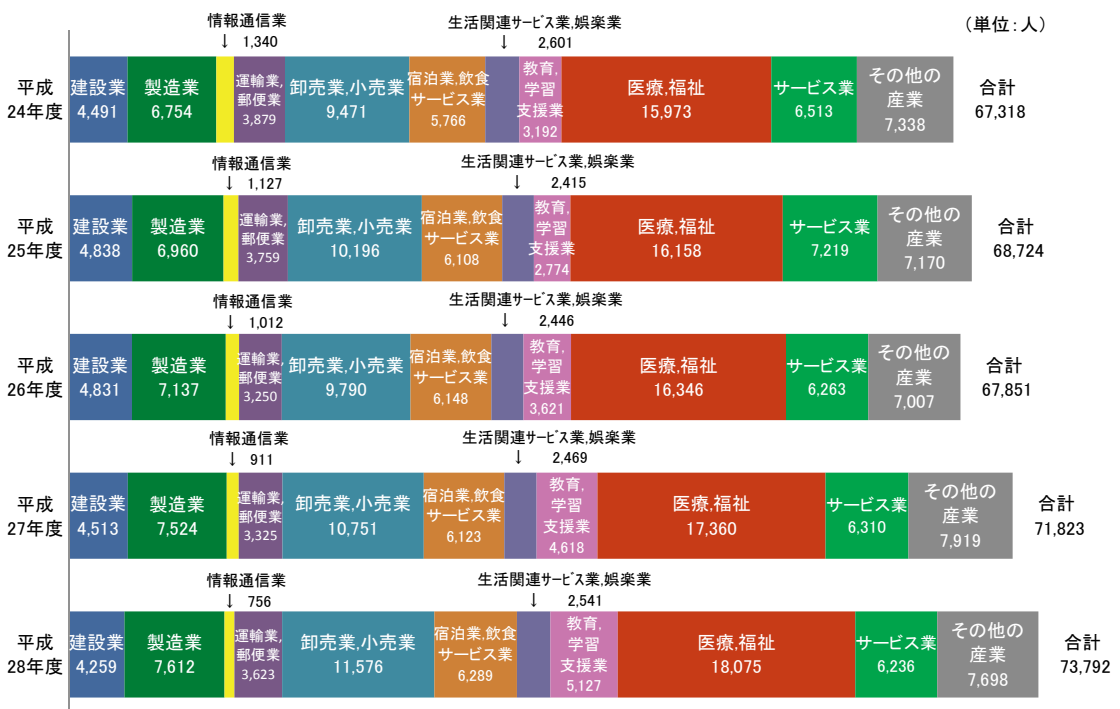
(図3) 完全失業率と有効求人倍率の動向



資料出所：総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
※シャドー部分は景気後退期。

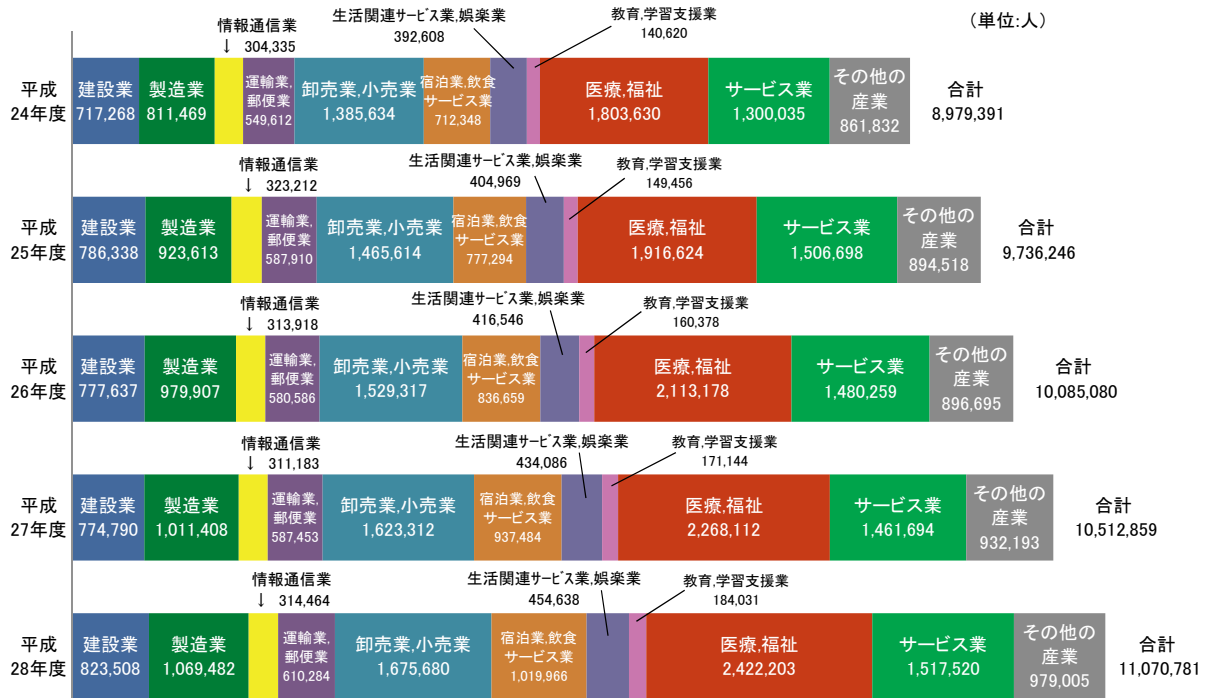
(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

(図4-1) 産業別新規求人数の推移 (和歌山県) *新規卒卒を除きパートタイムを含む。



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

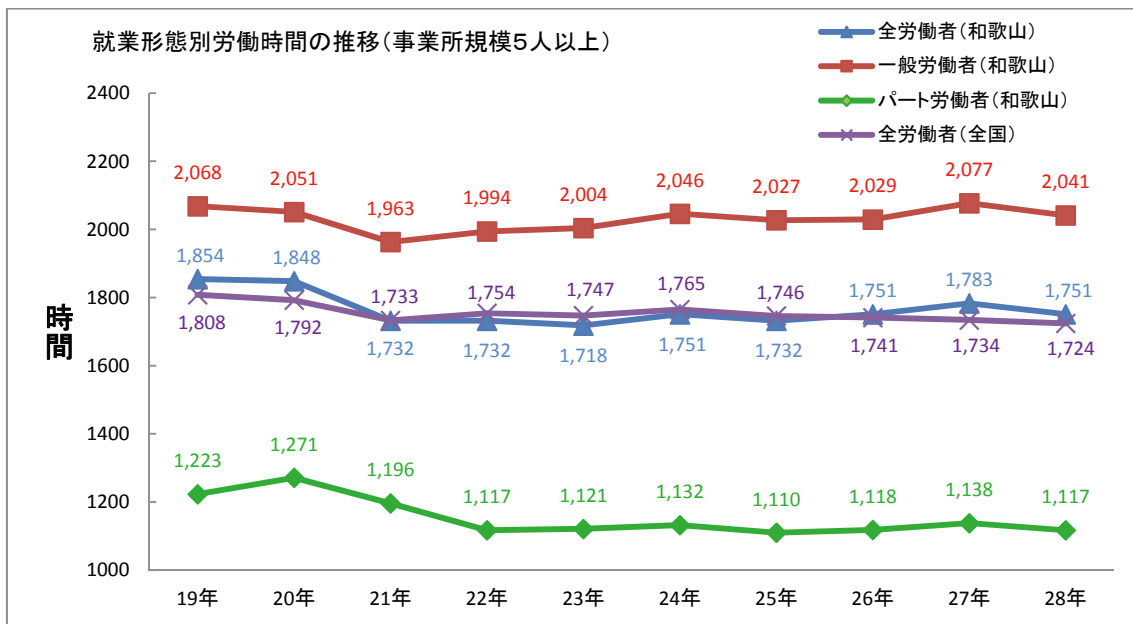
(図4-2) 産業別新規求人人数の推移 (全国) *新規学卒を除きパートタイムを含む。



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

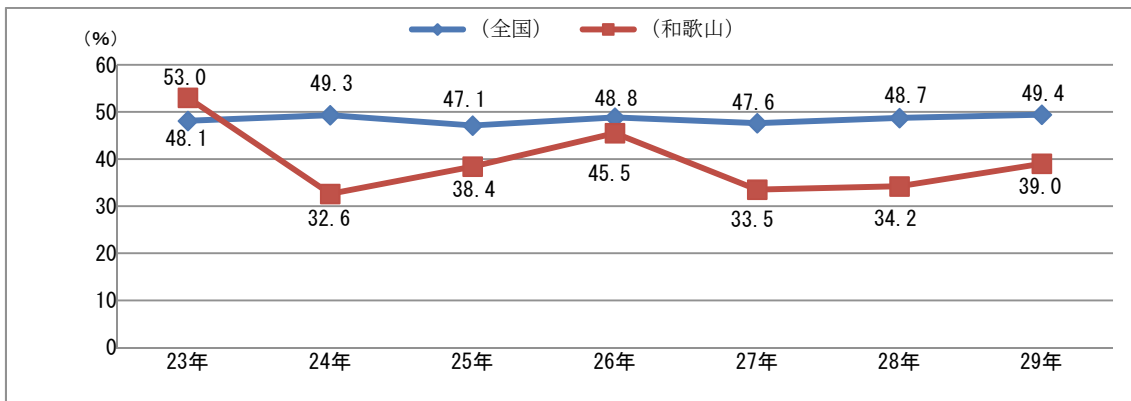
(図5) 和歌山県の年間労働時間の推移 (労働者1人平均)

(注:「全労働者」=「一般労働者」+「パート労働者」)



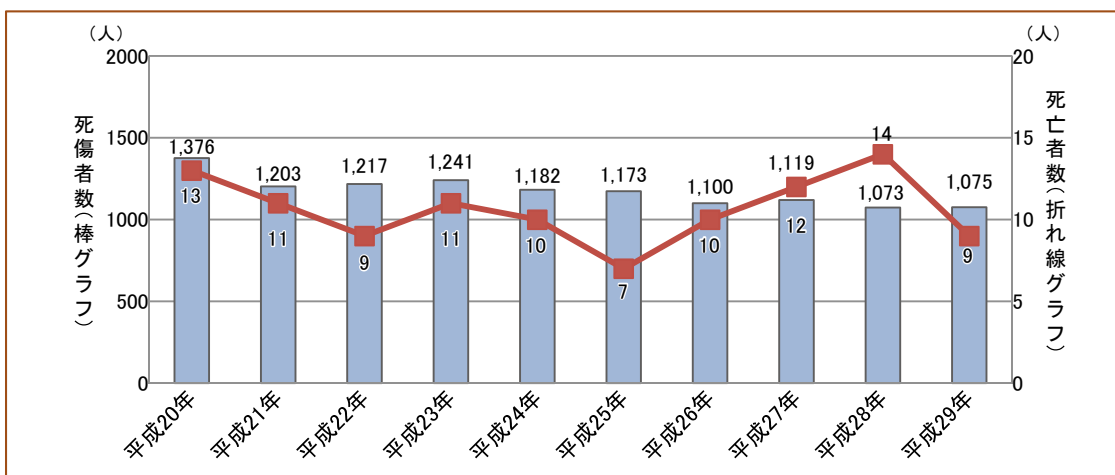
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(図6) 年次有給休暇の取得率



資料出所：厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

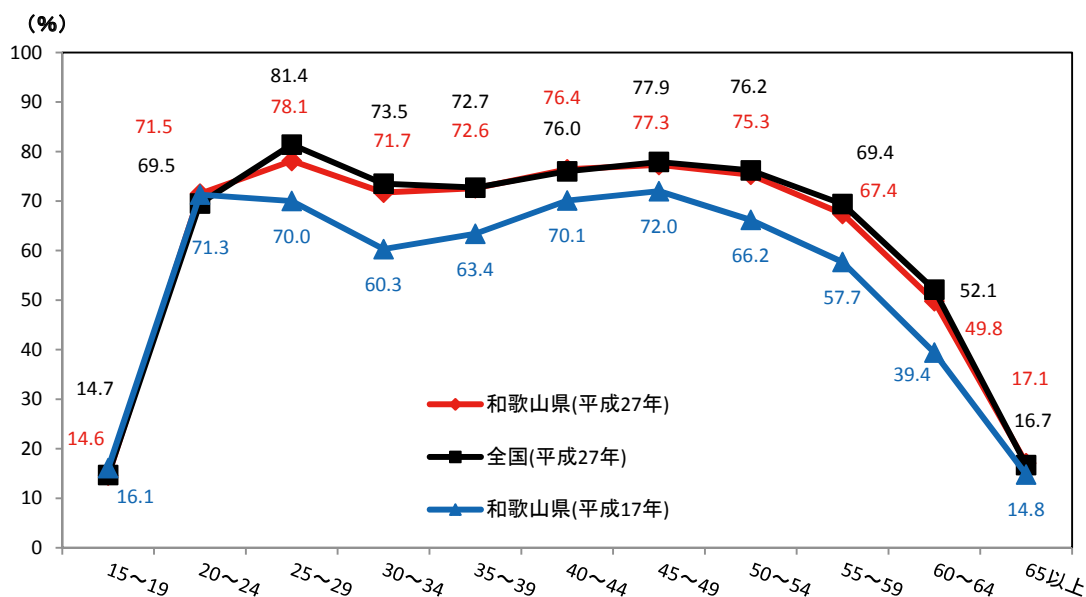
(図7) 和歌山県における労働災害による死傷者数の推移
(休業4日以上の死傷者数及び死亡者数)



※平成29年は、平成30年1月末現在の速報値

資料出所：労働者死傷病報告

(図8) 女性の年齢階級別有業率



資料出所：総務省統計局「国勢調査」

第1 「働き方改革」の着実な実行や人材投資の強化等を通じた 労働環境の整備・生産性の向上

1 働き方改革の推進

少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、地域と企業の活力を上げていくためには、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させていくことを推進します。

特に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の趣旨に基づきガイドライン等の周知徹底を図ります。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていくこととします。

(1) 働き方改革・休暇取得促進

「和歌山働き方改革推進本部（平成27年1月23日設置）」のもとで、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、局幹部による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、また、管内にとどまらず、先進的な取組や他の企業の模範となる取組について広く情報発信に努め、各企業における働き方改革を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直し

年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施します。

(3) 和歌山働き方改革会議の開催

地域の実情に応じた働き方改革を進め、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される「和歌山働き方改革会議」の継続的な開催に向けた取組を行います。

また、全産業の生産性革命や働き方改革を実現するためには、地場産業に対する知見・情報・ネットワーク等を有する金融機関との連携を通じて、地域特有の産業構造の変化や労働市場の動向を共有し、地域の企業・産業の取組をともに支援していくことが肝要であるため、金融機関との連携の実効性が一層高まるよう、日常的な情報交換・連携を図ります



(第1-図1)

2 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

(1) 非正規雇用対策の推進

ハローワークでは、正社員としての就職に結びつくよう担当者制による職業相談・職業紹介を始め、キャリア・コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職支援セミナー、住居・生活相談など、きめ細かな支援を行います。

また、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等に対し、キャリアアップ助成金を活用して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを推進します。

- (2) 労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護
派遣元・派遣先事業主等に対して、個別・集団指導を実施し、法令遵守の徹底を図り、労働者派遣事業の適正運営を推進します。

3 パートタイム労働者の均等・均衡待遇確保対策の推進

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置等に係る指導に重点を置き、パートタイム労働法の着実な履行確保を図るとともに、「パートタイム労働者均等・均衡待遇指標」や「パートタイム労働者活用企業宣言」の活用、職務評価の実施ガイドラインやキャリアアップ助成金の周知を行うなど、事業主の支援を行います。

また、パートタイム労働者から個別具体的な事案に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聞き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

4 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等

働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理等に係る指導を徹底します。特に、各種情報から時間外労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。

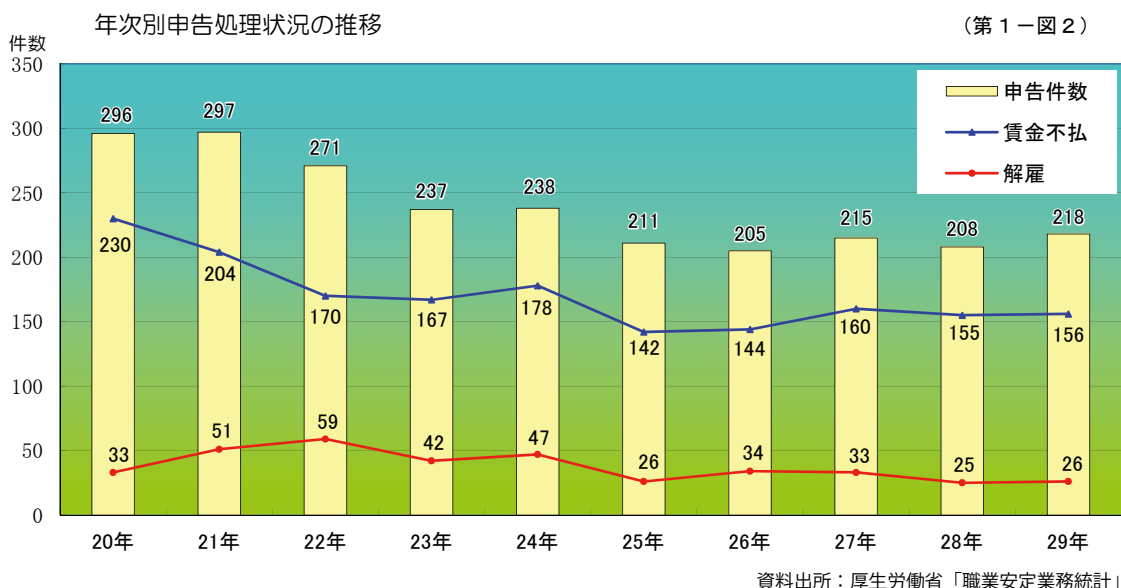
また、過労死等防止啓発月間である11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、集中的な周知・啓発を行うなど、過労死等防止に向けた啓発等を実施します。

5 労働条件の確保改善対策

賃金不払等の相談が数多く監督署に寄せられているほか、基本的な労働条件の枠組みが確立されていない事業場もみられることから、引き続き、監督指導による法定労働条件の履行確保を図ります。

(1) 基本的労働条件の確立及び賃金不払残業の防止等

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立など労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、これを定着させるための監督指導を実施します。また、賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間適正把握ガイドライン」の遵守を重点とした監督指導等を実施し、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処します。



(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

自動車運転者は依然として長時間労働の実態にあるなど、特定の労働分野においては、分野ごと特別な問題を抱えている状況にあるため、その特性に応じた対策を立てていくとともに、特に、次の分野における法定労働条件の履行確保対策として、必要な監督指導等を行っていきます。

- ・自動車運転者使用事業場
- ・技能実習生使用事業場
- ・介護労働者使用事業場

6 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の改定に当たっては、経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金の改定については、使用者団体、労働団体及び地方自治体等の協力を得て、周知と履行確保の徹底を図ります。

(第1-図3)



(第1-図4)



最低賃金決定状況

(第1-表1)

| | 最低賃金額 (時間額) | 効力発生日 |
|--|----------------|-------------|
| 和歌山県最低賃金 和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、以下の産業に従事する労働者については、該当する最低賃金が適用されます。 | 777円 | 平成 29.10.1 |
| 和歌山県鉄鋼業最低賃金 | 895円 | 平成 29.12.30 |
| 和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金 | 810円 | 平成 29.12.30 |

7 マッチング機能の充実強化

ハローワークの職業紹介業務について、重点的に取り組む業務や継続的な業務改善を実施していくため、数値目標を設定・管理し、マッチング機能の更なる強化に努めています。

また、良質求人確保に努めるとともに、求人票・求職票の完全記入等、基本業務の徹底を土台に、能動的・積極的マッチングを推進します。

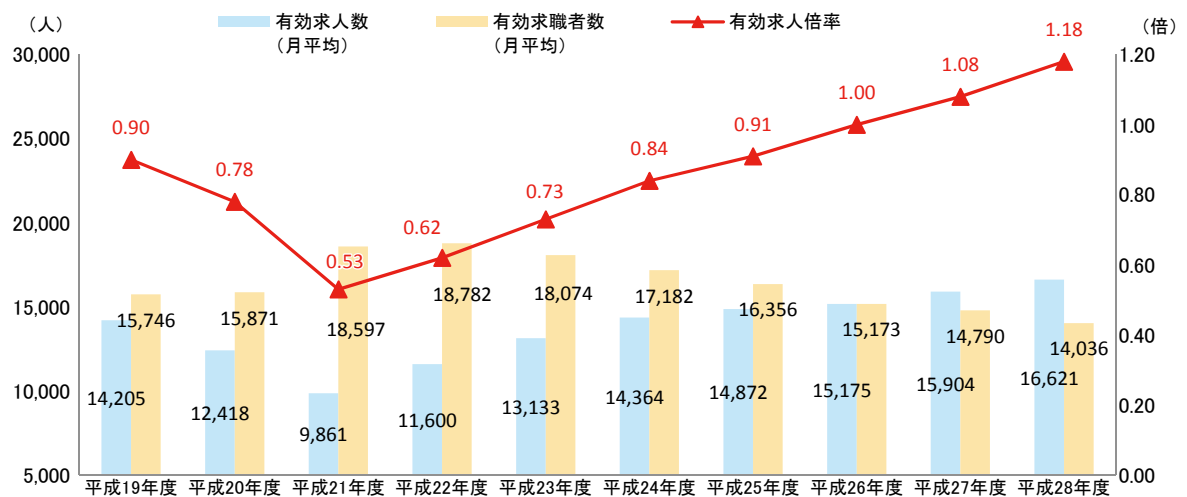
なお、求人受理にあたっては、求人内容の正確性、適法性の確保に努め、求人企業、求職者双方から寄せられる期待に応えられる利用者サービスを推進します。

(第1-写真1)



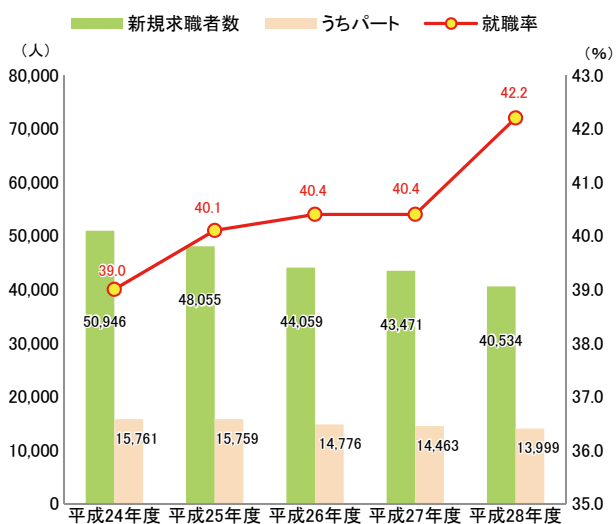
(第1-図5)

有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移



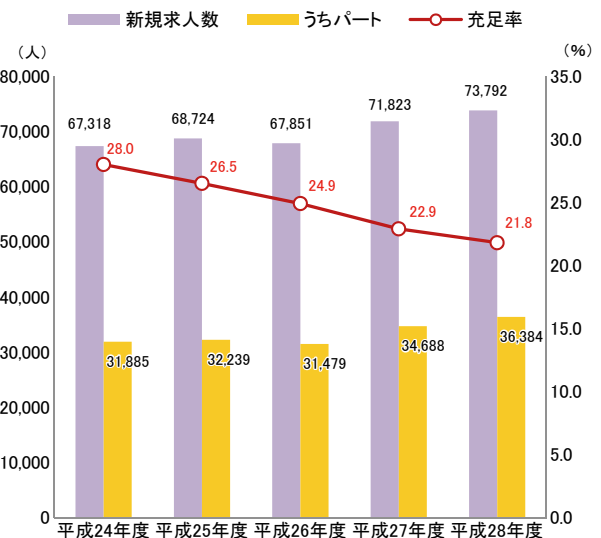
資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

新規求職者数の推移 (第1-図6)



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

新規求人数の推移 (第1-図7)



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

8 失業なき労働移動の実現

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、労働者のスキルアップやスキルチェンジを図っていきます。

- ・労働移動支援助成金の活用
- ・企業間の人材マッチングを行う産業雇用安定センターとの連携の強化

9 労働者の安全と健康の確保

(1) 労働災害の防止

第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、平成30年は休業4日以上死傷者数を前年比3%以上減少させることを目標に、労働災害が増加している次の業種に対し、労働災害防止対策を重点的に推進します。

【建設業】 コンクリート構造物の解体現場を中心に崩壊・倒壊防止

【農業】 果実収穫作業における墜落・転落災害の防止

【林業】 木材伐出機械等に係る安全対策の徹底

【小売業】 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の展開

特に、死亡災害の撲滅を目指して「職場の安全総点検を呼びかける啓発活動を行うほか、多発している転倒災害の防止を推進する「STOP！転倒災害プロジェクト」を全業種を対象に展開します。

業種別・年別死傷者数（休業4日以上）

（第1-表2）

| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 速報値 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 製造業 | 301 | 295 | 277 | 276 | 241 | 261 |
| 建設業 | 211 | 192 | 167 | 166 | 158 | 124 |
| 運輸交通業 | 122 | 109 | 114 | 129 | 130 | 125 |
| 農林業 | 118 | 125 | 92 | 102 | 108 | 103 |
| 商業 | 114 | 117 | 139 | 108 | 109 | 103 |
| 保健衛生業 | 117 | 117 | 114 | 120 | 105 | 139 |
| 全業種 | 1,182 | 1,173 | 1,100 | 1,119 | 1,073 | 1005 |

※29年速報値は平成30年1月末現在
資料出所：労働者死傷病報告

(2) 労働者の健康の確保

化学物質による健康障害防止対策に引き続き重点的に取り組むほか、メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援、職場における受動喫煙防止、熱中症予防等の対策を推進します。

【メンタルヘルス】

ストレスチェック制度の継続的な実施

(第1-図8)

【過重労働による健康障害の防止】

長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底

【治療と職業生活の両立支援】

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発

【化学物質対策】

特定化学物質取扱事業場に対する指導
化学物質リスクアセスメントの適正な実施

【熱中症予防】

暑さが本格化する前の時期を中心に屋外作業における予防対策の周知徹底

【職場における受動喫煙防止】

全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止対策の推進、助成金を活用した取組の促進



10 労災補償の迅速・適切な処理等

(1) 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・適正な処理に努めます。

特に、社会的に大きな関心を集めている精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、認定基準に基づき適正な事務処理を行い、的確な進行管理の徹底を図ることにより、迅速な事務処理に努めています。

(2) 労災レセプトのオンライン請求について

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになりました。

オンライン請求には各医療機関、薬局にも電子化による診療点数の算定ができるなどのメリットがあります。このため、現在、労働局では各医療機関、薬局に対しオンライン請求の導入に向けた周知、広報を積極的に行っています。

11 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

(1) 労働保険の適正徴収

労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。

平成30年度の労働保険年度更新期間は6月1日～7月10日であり、効果的な周知・広報を行います。

(2) 労働保険の適用促進

労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、関係行政機関や適正加入促進事業に係る受託団体との連携により、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数

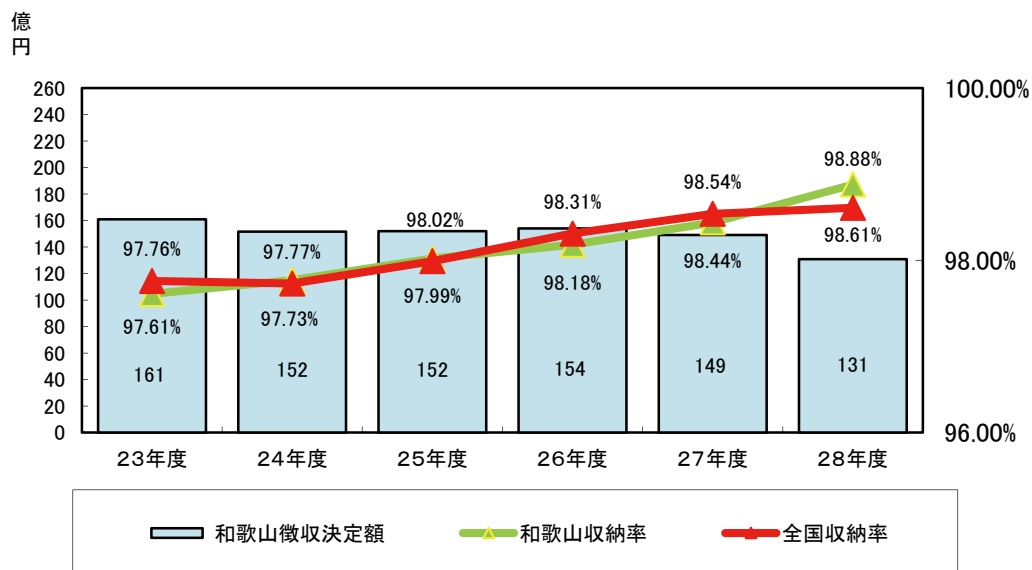
(第2-表3)

| (単位:事業) | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 28適用事業場数 | 28,971 | 28,958 | 29,156 | 29,203 | 29,222 | 29,546 |
| 個別事業場数 | 13,885 | 14,010 | 14,227 | 14,317 | 14,326 | 14,586 |
| 委託事業場数 | 15,086 | 14,948 | 14,929 | 14,886 | 14,896 | 14,960 |

資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

労働保険料収納状況

(第1-図9)



資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

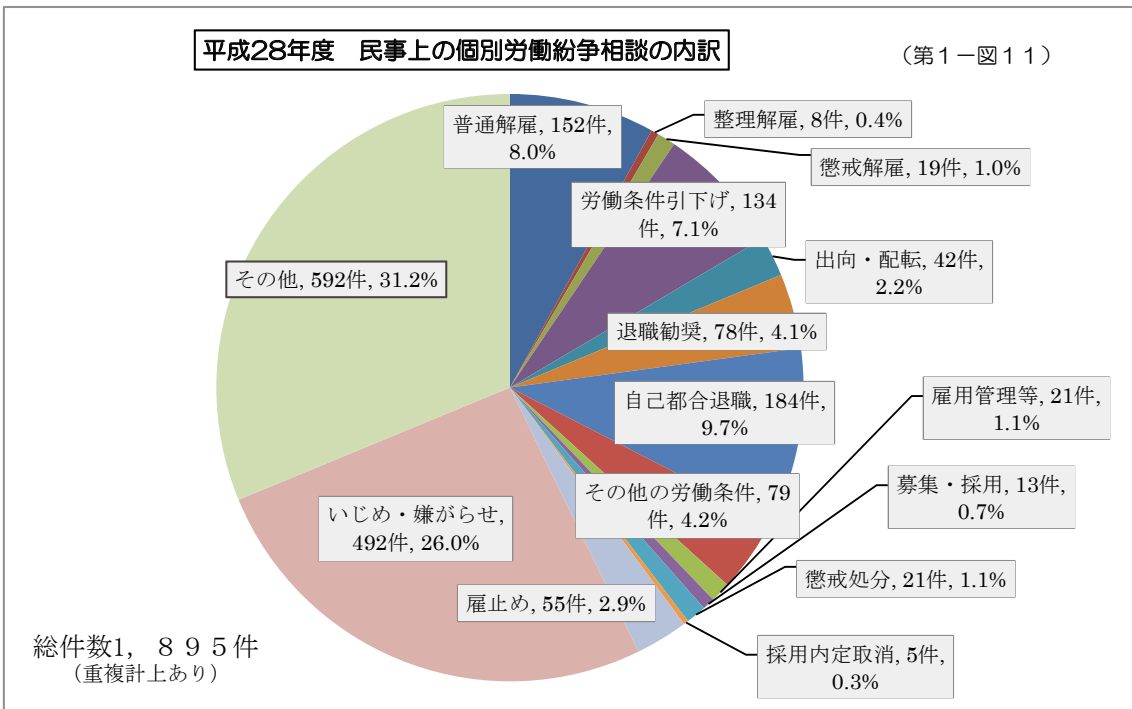
12 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題等の相談に対して、迅速・丁寧な対応と的確な処理に努めます。

また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（弁護士や有識者からなる紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

13 自治体等と連携した雇用対策

和歌山県と労働局の協定に基づく「ワークプラザ河北」での一体的実施の取組や和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」での生活保護受給者に対する就職支援、「ワークサロン貴志川」における紀の川市と連携した職業紹介を推進します。



(第1-写真2)



(第1-写真3)

また、「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づき、「ハローワークサロンほんまち」において、和歌山県への移住・定住希望者の就職支援のほか、若年者、新規学卒者、子育て女性の就職支援等を一体的に実施します。さらに、岩出市、紀の川市と「ワークプラザ紀ノ川」を活用した雇用施策の充実強化についての共同宣言」に基づいた雇用施策を推進するとともに、海南市との「雇用対策協定」に基づき「ワークサロンかいなん」を運営し雇用対策を行い、地方自治体に必要な人材の還流、確保に努めます。

第2 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

1 女性の就業希望の実現

子育てと仕事の両立を希望する女性等に対して、キッズコーナーやベビーチェアの設置により子供連れで来所しやすい環境を提供するとともに、地方自治体等との連携により子育て支援サービス、保育所に関する情報提供を行います。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望に適合する求人開拓を実施します。

(第2-写真1)

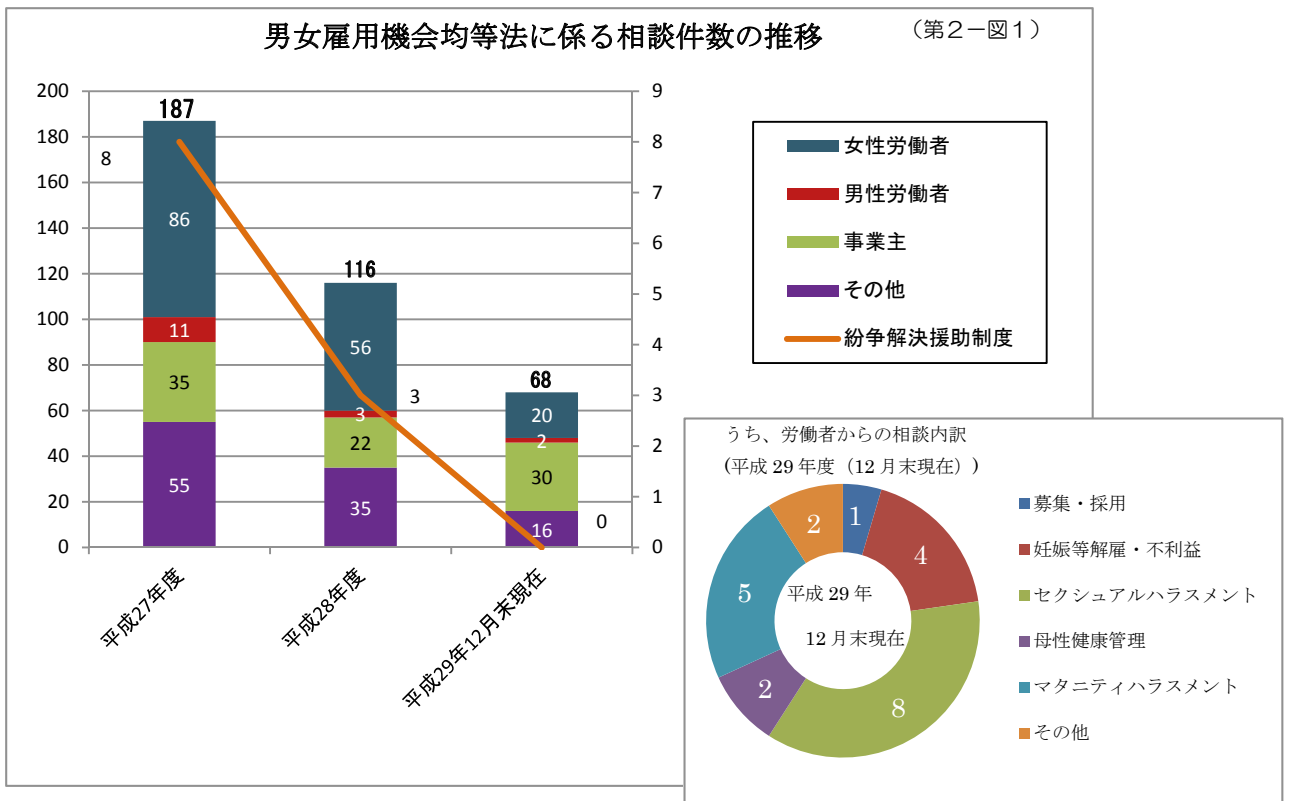


2 男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進

(1) 男女雇用機会均等法の実効性の確保

男女雇用機会均等法の周知・徹底と法の履行確保を図ります。

また、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、職場におけるセクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント等に関する相談が寄せられた場合は、相談者の立場に配慮しつつ、適切に対応し、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

(2) 女性活躍推進法の周知・実効性の確保

我が国における女性の現状として、就業を希望していながらも働いていない潜在的有業者が多数おり、また第一子出産後の女性継続就業率は53.1%にとどまるなど、女性が職場で活躍できない現状があるため、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するための女性活躍推進法が平成27年に成立、平成28年4月1日から完全施行されています。

これにより、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられている301人以上の企業について、策定・届出等を徹底させるとともに、努力義務企業に対しても女性活躍推進法に取り組むよう機会を捉え周知・啓発する等、法の円滑な施行に努めます。

また、平成29年12月に女性活躍推進法に基づく県下初の認定を2者同時に行いました。今後も女性の活躍を推進する企業を中心に、認定マーク（「えるぼし」）の認知度を高め女性活躍推進企業データベースによる情報発信や、女性活躍加速化助成金の周知等、積極的に周知活動を行い、女性活躍の推進に努めます。

(3) 総合的ハラスメント対策

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げるもので、許されるものではありません。また、ハラスメントは複合的に生じることも多く、解決が困難となる傾向があります。

これらのさまざまなハラスメントの相談に一元的に応じることのできる体制を整備し、ハラスメントの未然防止を図るよう事業主に促すとともに、相談への迅速な対応を行います。

スマートフォン版
女性の活躍推進企業データベース



女性活躍推進法 認定マーク「えるぼし」



3 仕事と家庭の両立支援対策の推進

(1) 育児・介護休業法の確実な履行

育児・介護休業法の周知徹底を図り、特に中小企業の事業主に対し、制度の確実な履行確保のための指導等を実施します。

また、育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いや職場におけるマタニティハラスメント等に関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聞き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

(2) 両立支援に取り組む事業主に対する支援

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金を周知し、活用を促進します。

女性の活躍・両立支援総合サイトの周知を図ります。

(3) 次世代育成支援対策の推進

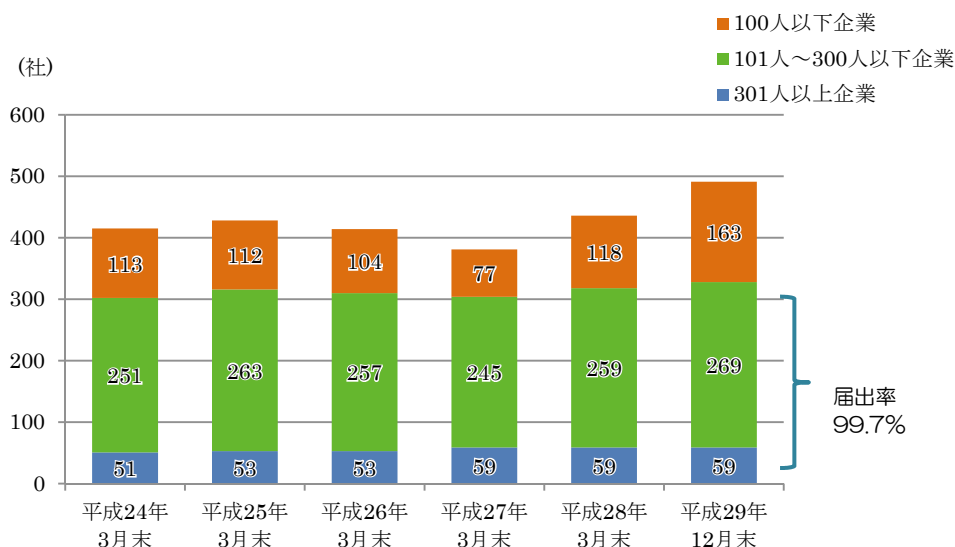
次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者 101 人以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられています。

女性の活躍・両立支援総合サイトの周知を図り、多くの企業が、次世代認定マーク「くるみん」や「プラチナくるみん」の取得を目指して取組を進めるよう、企業訪問等により周知・啓発を行います。



和歌山県における一般事業主行動計画の届出数の推移

(第2-図2)



資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

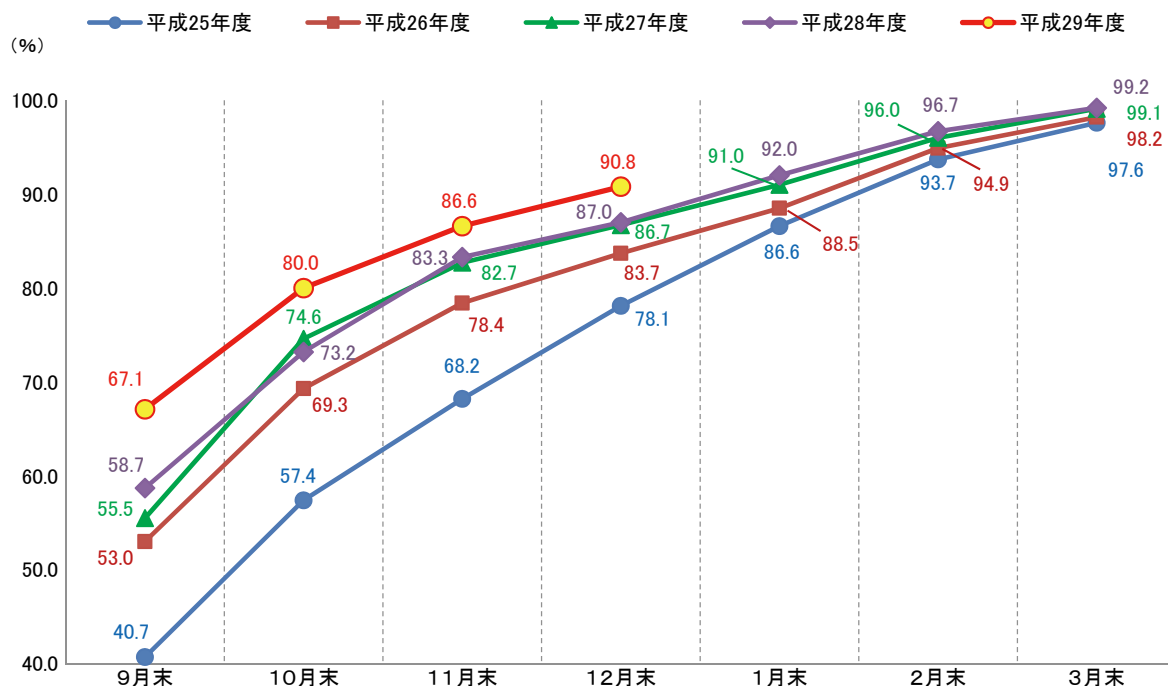
4 若者の雇用対策の推進

新規学卒者の就職を支援する学卒ジョブサポーター等を活用して、学卒求人の確保と学生に対する職業相談等を実施します。また、「わかやま新卒応援ハローワーク」を拠点に、大学生等を対象に大学等への出張相談や大学等の協力による未内定者の全員登録、集中支援などを実施し就職を支援します。

- ・大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
- ・就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
- ・フリーターなど若年非正規労働者に対する就職支援
- ・ニートの状態にある若者の自立支援

和歌山の新規高卒者の就職内定率の推移

(第2-図3)



資料出所：和歌山労働局職業安定部職業安定課

就職活動中の35歳未満の皆さまへ


若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な “ユースエール認定企業”を知っていますか？

あなたはどんな企業で働きたいですか？

長く働ける！
ワークライフバランスを大切にしてくれる！
子育てしやすい！
若者の育成に熱心！

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

 <認定マーク>

<認定基準の一部>

- 直近三事業年度の、**新卒者などの離職率が20%以下**
- 前事業年度の、**正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下**
かつ、**月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ**
- 前事業年度の、**正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が年10日以上**
または、**年平均取得率*70%以上** ※ 付与日数に占める取得日数の平均 など

5 障害者の就労促進

(1) 雇用率達成指導

平成29年6月1日現在で、和歌山県内の民間企業における障害者雇用率は2.25%（全国1.97%）と、比較的高い水準にあります。雇用率達成企業の割合は62.1%（全国50.0%）で、比較的高い水準にあるものの、前年の64.7%に比べ低下しています（「平成29年障害者雇用状況報告」）。

また、平成30年度から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり、法定雇用率が0.2%引き上げられます。法定雇用率未達成の企業等に対して、事業所訪問による指導などを積極的に実施するとともに、職場において、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成する講座の拡充を図ります。加えて、障害のある方に対しては、カウンセリングをはじめ、職場実習の開拓、就職後のフォローアップ等一貫した支援を行います。

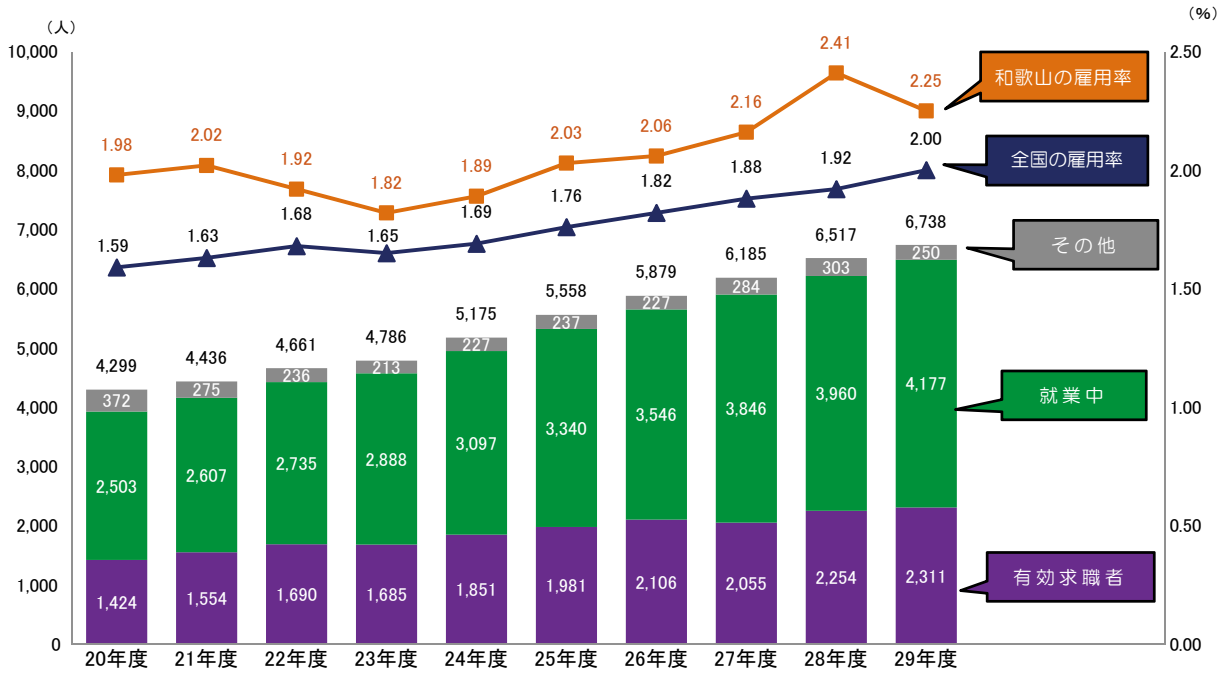
(2) 地域就労支援の強化

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設等地域の関係機関と連携し、情報の共有化を図り、就職から職場定着までの「チーム支援」を実施します。

労働局が中心となり、職場実習先の確保、企業見学会等を行うことにより福祉、教育、医療から雇用へ移行することを推進します。

民間企業における障害者雇用率及び障害者求職登録状況の推移

(第2-図5)



※ 雇用率は平成 24 年度までは 56 人以上規模、25 年度からは 50 人以上規模の事業所からの報告（各年度 6 月 1 日の状況）
 ※ 登録状況は各年度末の人数（29 年度については 29 年 12 月末の状況）

資料出所：厚生労働省「障害者雇用状況報告書」、「職業安定業務統計」

6 高齢者の就労促進

(1) 高年齢者雇用確保措置の実施状況

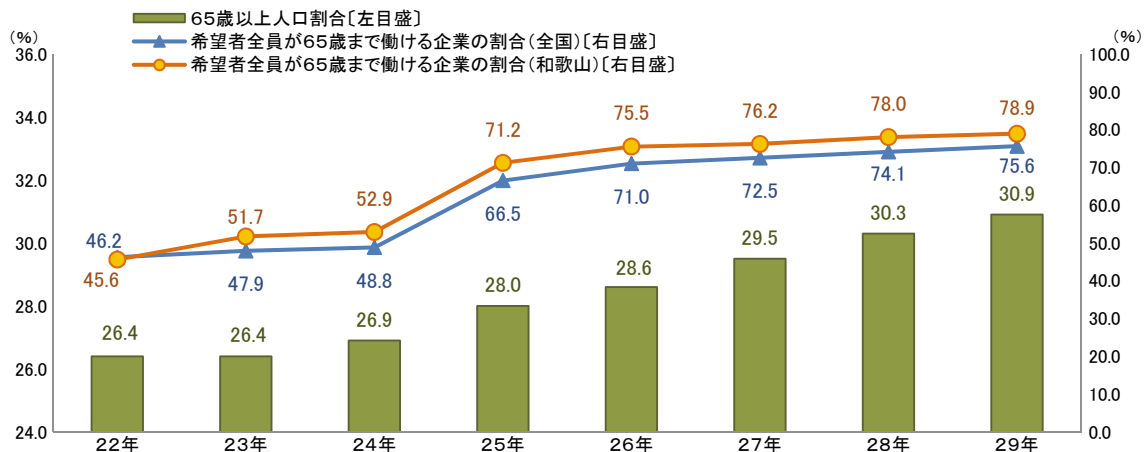
平成 29 年 6 月 1 日現在で、和歌山県内の民間企業等（常時雇用する労働者が 31 人以上の事業主）における継続雇用制度導入等の高年齢者雇用確保措置の実施状況は 99.8%（全国 99.7%）、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 78.9%（全国 75.6%）となっています（「平成 29 年高年齢者雇用状況報告」）。

(2) 生涯現役社会に向けた取組

企業における高年齢者の雇用が一層進むよう取り組んでいくとともに、高年齢者に対する再就職支援を充実・強化するなど、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（「生涯現役社会」）の実現に向け環境整備を図ります。

和歌山県の高齢化と希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合

(第2-図6)



資料出所：厚生労働省「高年齢者雇用状況報告書」（調査対象は、常時雇用する労働者が 31 人以上の事業主）
 和歌山県「和歌山県における高齢化の状況」



(第2-写真2)

「生涯現役支援窓口」(ハローワーク和歌山)

7 生活困窮者等の活躍促進

生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口における担当者制による相談支援や地方自治体へ巡回相談の実施、さらに和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」を設置し、常設窓口によるワンストップ型の支援を行うなど、地方自治体と連携して早期の就職支援を行います。

生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況(平成29年4月~12月)

(第2-表1)

| 区分 | 生活保護 | 児童扶養手当 | 住居確保給付 | 生活困窮者 | 相談段階他 | 計 |
|--------|------|--------|--------|-------|-------|------|
| 支援対象者数 | 357人 | 330人 | 2人 | 59人 | 6人 | 754人 |
| 就職者数 | 215人 | 239人 | 2人 | 67人 | 3人 | 526人 |

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練室

8 ハートトレーニング(公的職業訓練)の推進と就職支援

求職者支援訓練を通じ、求職者が新たな職業能力や技術を身につけ早期の再就職を実現するため、地域の求職者の動向や訓練ニーズにあった訓練コースを設定し、適切な受講あっせん等訓練機会の確保に努めるとともに、訓練終了後の担当者制によるきめ細やかな就職支援を行います。

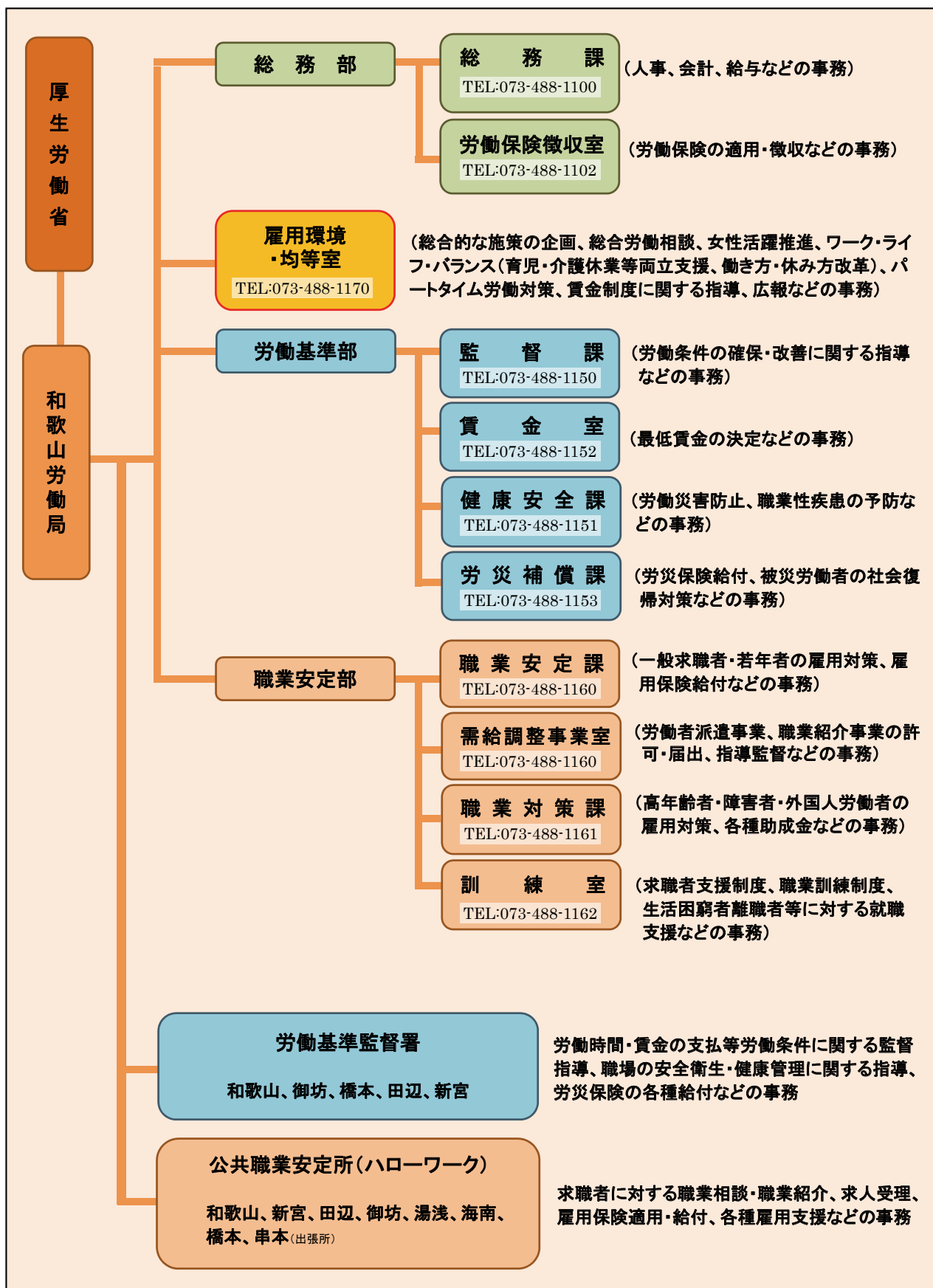
求職者支援訓練実施状況(平成29年4月~12月)

(第2-表2)

| 開講訓練コース | | 受講者数 | 定員充足率 | 雇用保険適用就職率 |
|---------|------|------|-------|-----------------------|
| コース数 | 定員数 | | | 平成28年度中に終了した訓練コースの就職率 |
| 28コース | 395人 | 227人 | 57.4% | 54.0% |

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練室

和歌山労働局の組織と主な業務内容



労働関係について相談したいとき(一覧)

| 相談の内容 | 相談先 |
|--|-------------------------|
| ○総合労働相談コーナー <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など | 労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー |
| ○男女の均等取扱、パートタイム労働に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・職場における男女の均等取扱、マタハラ、セクハラなどの相談 ・母性健康管理に関する相談 ・パートタイム労働に関する相談 ・女性活躍推進法に関する相談 | 労働局雇用環境・均等室 |
| ○育児・介護休業、次世代法等に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・育児、介護休業法等に関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談 | 労働局雇用環境・均等室 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付、介護休業給付などの相談 | 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課 |
| ○労働条件に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談 | 所轄の労働基準監督署又は労働局監督課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金などの相談 | 労働局賃金室 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間・有給休暇・賃金・退職金制度の改善などの相談 | 労働局雇用環境・均等室 |
| ○労働安全、健康管理に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・職場の安全衛生、健康管理などの相談 | 所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課 |
| ○労災保険に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・労災保険の申請や給付に関する相談 | 所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・労災保険の加入などの相談 | 所轄の労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室 |
| ○雇用保険に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の申請や給付に関する相談 ・雇用保険の加入などの相談 | 所轄のハローワーク又は労働局労働保険徴収室 |
| ○就職活動に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・求職、求人に関する相談 | 所轄のハローワーク又は労働局職業安定課 |
| ○職業訓練に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の受講などの相談 | 所轄のハローワーク又は労働局訓練室 |
| ○外国人の就労に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談 | 所轄のハローワーク又は労働局職業対策課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者の労働条件などの相談 | 所轄の労働基準監督署又は労働局監督課 |
| ○労働者派遣、民営職業紹介事業に関する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業に関する相談 ・民営職業紹介事業に関する相談 | 労働局需給調整事業室 |

労働基準監督署管轄区域図

和歌山署

管轄区域 和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町（3市1町）
管内人口 472,108人（平成30年1月現在）
管内面積 476.75km²（平成27年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、皮革、染料、木工家具、ニット生地、漆器、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）など

御坊署

管轄区域 御坊市・有田市・有田郡（みなべ町を除く）（2市3町）
管内人口 133,936人（平成30年1月現在）
管内面積 1,053.87km²（平成27年国勢調査）
産 業 みかん、梅、山椒、蚊取線香、醤油、石油精製、電線製造、紀州備長炭、マーチャンバイなど

田辺署

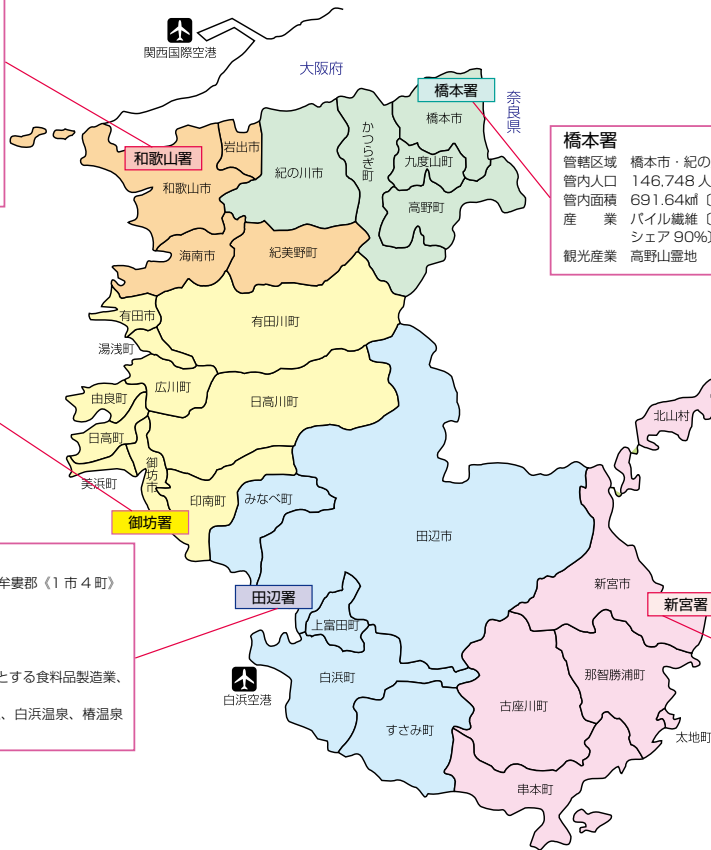
管轄区域 田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡（1市4町）
管内人口 124,738人（平成30年1月現在）
管内面積 1,579.99km²（平成27年国勢調査）
産 業 ボタン、梅の栽培及びこれを原料とする食料品製造業、製材、紀州備長炭
観光産業 熊野三山霊地、湯浅温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

橋本署

管轄区域 橋本市・紀の川市・伊都郡（2市3町）
管内人口 146,748人（平成30年1月現在）
管内面積 691.64km²（平成27年国勢調査）
産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へらなど
観光産業 高野山霊地

新宮署

管轄区域 新宮市・東牟婁郡（1市4町1村）
管内人口 64,983人（平成30年1月現在）
管内面積 922.45km²（平成27年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀬峡、勝浦温泉ほか



公共職業安定所管轄区域図

ハローワーク和歌山

管轄区域 和歌山市・岩出市・紀の川市（3市）
管内人口 474,051人（平成30年1月現在）
管内面積 475.56km²（平成27年国勢調査）
産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、繊維、染料、製材、ニット生地、木工家具、皮革など

ハローワークかいなん

管轄区域 海南市・海草郡（1市1町）
管内人口 58,870人（平成30年1月現在）
管内面積 229.4km²（平成27年国勢調査）
産 業 石油精製、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）、木工、家具、漆器、繊維製品など

ハローワーク湯浅

管轄区域 有田市・有田郡（1市3町）
管内人口 72,036人（平成30年1月現在）
管内面積 474.86km²（平成27年国勢調査）
産 業 石油精製、電線製造、蚊取線香、縫製、醤油、みかん等果樹栽培

ハローワーク御坊

管轄区域 御坊市・日高郡（みなべ町を除く）（1市5町）
管内人口 61,900人（平成30年1月現在）
管内面積 579.01km²（平成27年国勢調査）
産 業 機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材・木製品製造、マーチャンバイなど

ハローワーク田辺

管轄区域 田辺市（本宮町を除く）・西牟婁郡（すさみ町を除く）
日高郡みなべ町（1市3町）
管内人口 118,003人（平成30年1月現在）
管内面積 1,201.47km²（平成27年国勢調査）
産 業 ボタン、製材、梅の栽培及びこれを原料とする食料品製造業、紀州備長炭など
観光産業 白浜温泉、椿温泉ほか

ハローワーク橋本

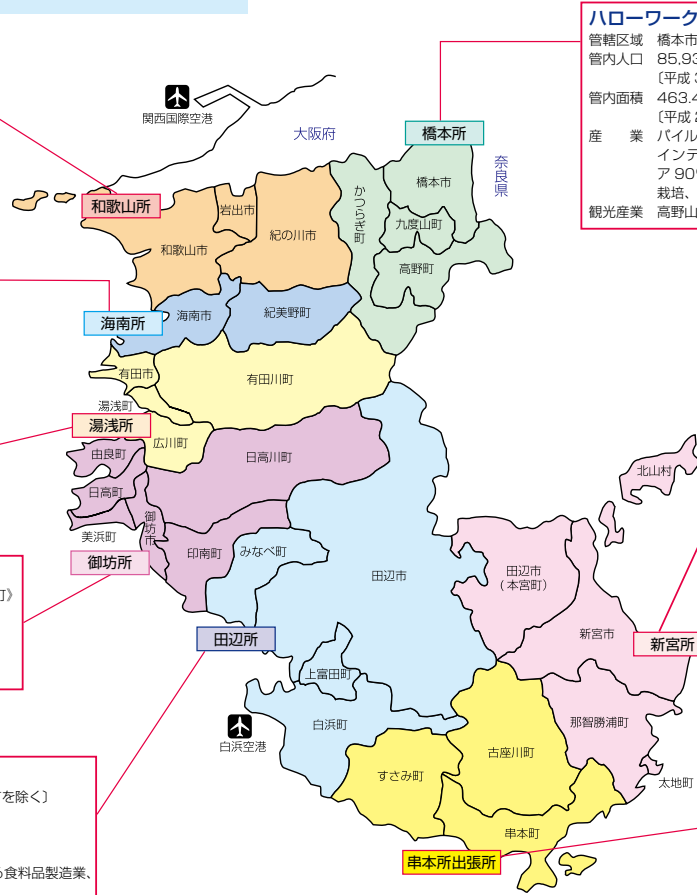
管轄区域 橋本市・伊都郡（1市3町）
管内人口 85,935人（平成30年1月現在）
管内面積 463.43km²（平成27年国勢調査）
産 業 パイル織物（シール織物・寝具・インテリア用品など全国シェア90%）、柿、みかん等果樹栽培、紀州へらなど
観光産業 高野山霊地

ハローワーク新宮

管轄区域 新宮市・田辺市本宮町・東牟婁郡（串本町、古座川町を除く）（2市2町1村）
管内人口 49,356人（平成30年1月現在）
管内面積 696.61km²（平成27年国勢調査）
産 業 上質な紀州材の産地であり、特に遠洋漁業の基地としても有名（鯨・マグロほか）
観光産業 熊野三山霊地、瀬峡、勝浦温泉、湯浅温泉、川湯温泉ほか

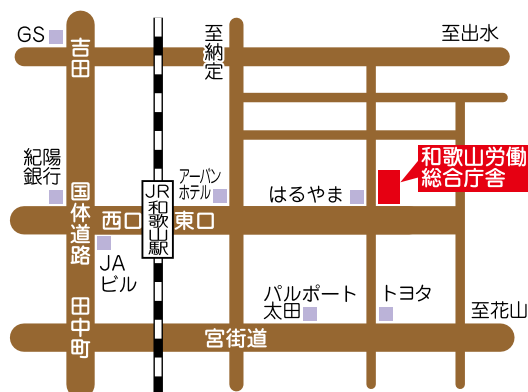
ハローワーク串本 〈新宮所 串本出張所〉

管轄区域 西牟婁郡すさみ町・東牟婁郡串本町・古座川町（3町）
管内人口 22,362人（平成30年1月現在）
管内面積 604.36km²（平成27年国勢調査）
産 業 木材・木製品製造、漁業



和歌山労働局の所在地

〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号
和歌山労働総合庁舎



和歌山労働局ホームページアドレス

<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

県内の労働基準監督署

| | | | |
|-----|-----------|----------------------------|--------------------|
| 和歌山 | 〒640-8582 | 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 1階 | |
| | | 方 面 | TEL : 073-488-1200 |
| | | 安全衛生課 | TEL : 073-488-1201 |
| | | 業 務 課 | TEL : 073-488-1202 |
| | | 労 災 課 | TEL : 073-488-1203 |
| 御坊 | 〒644-0011 | 御坊市湯川町財部 1132 | TEL : 0738-22-3571 |
| 橋本 | 〒648-0072 | 橋本市東家 6丁目9の2 | TEL : 0736-32-1190 |
| 田辺 | 〒646-8511 | 田辺市明洋二丁目24番1号 | TEL : 0739-22-4694 |
| 新宮 | 〒647-0033 | 新宮市清水元 1丁目2番9号 | TEL : 0735-22-5295 |

県内のハローワーク

| | | | |
|-------------------|-----------|------------------------------|--------------------|
| 和歌山 (マザーズコーナー) | 〒640-8331 | 和歌山市美園町 5丁目4-7 | TEL : 073-425-8609 |
| (東別館) | 〒640-8331 | 和歌山市美園町 5丁目9-12 | TEL : 073-488-7810 |
| 新宮 | 〒647-0044 | 新宮市神倉 4丁目2番4号 | TEL : 0735-22-6285 |
| (串本出張所) | 〒649-3503 | 東牟婁郡串本町串本 2000の9 | TEL : 0735-62-0121 |
| 田辺 | 〒646-0027 | 田辺市朝日ヶ丘 24の6 | TEL : 0739-22-2626 |
| 御坊 | 〒644-0011 | 御坊市湯川町財部 943 | TEL : 0738-22-3527 |
| 湯浅 | 〒643-0004 | 有田郡湯浅町湯浅 2430の81 | TEL : 0737-63-1144 |
| 海南 | 〒642-0001 | 海南市船尾 186の85 | TEL : 073-483-8609 |
| 橋本 (マザーズコーナー) | 〒648-0072 | 橋本市東家 5丁目2番2号 橋本地方合同庁舎 1階 | TEL : 0736-33-8609 |

その他の職業相談窓口

| | | |
|--------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| ワークプラザ紀ノ川 | | |
| 〒 649-6216 | 岩出市野上野 97 | TEL : 0736-61-3100 |
| ハローワークサロンほんまち（わかやま新卒応援ハローワーク） | | |
| 〒 640-8033 | 和歌山市本町 1 丁目 2 2 番（Wajima 本町ビル 2 階） | TEL : 073-421-1220 |
| ワークサロン貴志川（紀の川市ふるさとハローワーク） | | |
| 〒 640-0411 | 紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側） | TEL : 0736-65-3435 |
| ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター） | | |
| 〒 640-8403 | 和歌山市北島 37-5 | TEL : 073-494-3050 |
| ワークサロンかいなん（ハローワークかいなん就職支援センター） | | |
| 〒 642-0017 | 海南市南赤坂 11（市役所 5 階） | TEL : 073-488-1371 |

総合労働相談コーナーご案内

| | |
|----------------------------|--------------------|
| 和歌山労働局総合労働相談コーナー | TEL : 073-488-1020 |
| 和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内） | TEL : 073-488-1200 |
| 御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内） | TEL : 0738-22-3571 |
| 橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内） | TEL : 0736-32-1190 |
| 田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内） | TEL : 0739-22-4694 |
| 新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内） | TEL : 0735-22-5295 |

